

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社のミッション

今後、我が国は2060年に国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になるという世界で類を見ない超高齢化社会になることが予測されています。そのような環境の中、当社グループにおいては「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、人口減少下の日本を持続可能な社会にするための事業を展開しております。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社にとって、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員をはじめとするステークホルダーの皆様に対して、経営責任と説明責任の明確化を図り、もって、企業価値の最大化によるメリットを提供するため、経営と業務執行における透明性の確保並びにコンプライアンス遵守の徹底を進め、同時に、効率的な経営の推進を行うための仕組みであると考えております。

当社は、この仕組みが正しい方向に進んでいることを確認するツールとして、コーポレートガバナンス・コードを活用し、コーポレート・ガバナンスの継続した充実と一層の深化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

当社は、現時点において、政策保有株式は保有しておりません。

当社は、政策保有株式について、保有することにより事業上の連携強化が見込まれる場合、または当社の企業価値の維持又は向上に資すると判断した場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

【原則1 - 7】

当社は、関連当事者間の取引について、経営の健全性を損なう可能性があることを十分に認識しております。よって、関連当事者取引管理規程に基づき、事業上の必要性、および取引条件の妥当性、並びに取引条件が他の外部取引と比較して適正であるか等を慎重に検討した上で、取締役会にて審議し、承認を得ることとしております。

また、当社の関連当事者が10%以上50%以下の主要株主となる会社等、および当該会社等の子会社との取引は、関連当事者取引には該当しないものの、不要な取引を強要されたり、取引条件が歪められたりする懸念があり、当社にとって注意する必要がある取引であると考えられることから、当該取引を適切に牽制することを目的として、これを取締役会への報告事項としております。

更に、期初の取締役会において、継続して行われる関連当事者取引の全てを報告しております。

これらの取引の状況については、Control&Managementユニットが取引内容、金額等を把握するほか、監査役会が確認する体制となっております。

【原則2 - 4】

当社は、性別、国籍、採用経緯等とは一切関係なく、職務遂行に必要な人格、経験、能力及び知見等を有している人物を、管理職への登用しております。現在、当社には外国人管理職はいませんが、女性管理職比率は20.9%となっております。また、例年、入社者の50%以上が中途入社者となっており、現在その多くが各事業部において中核的な役割を果たしているとともに、管理職の登用に関しても、一切の差別をしておりません。

当社は、中長期的な企業価値を向上させるためには、多様性を確保し続けるとともにあらゆる人材が活躍できる環境づくりに努めることが重要であると考えております。そのために、社員一人ひとりに積極的なスキルアップと自己啓発を促すべく各種研修プログラムを提供するとともに、働きやすい職場環境づくりとして、育児・介護休暇、テレワーク勤務制度をはじめとする各種制度を導入し、これを定着させております。特に、コロナ禍が続く現在においては、2020年3月から引き続きほとんどの社員がテレワークでの勤務を基本としております。今後は、これらの取組みを一層推進していくことで、女性・外国人・中途採用者に関する各比率等に関して、現状の数値を上回る比率を実現していくとともに、「指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度とする」という政府目標の達成にも努めてまいりたいと考えております。

【原則2 - 6】

当社には、企業年金基金制度はありません。

【原則3 - 1】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「ミッション」、「ビジョン」、並びに「バリュー」から構成される理念体系を定め、当社役員及び社員は行動原則としてこれらを実践しております。当社は、「ミッション」、「ビジョン」を、当社ホームページおよび決算説明会資料等に開示しております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンス報告書「[1. 基本的な考え方](#)」に記載しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の報酬に係る取締役会機能の独立性及び客観性、並びに説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする「報酬諮問委員会」を設置しております。当社の報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっての方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準を含む。)に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。当社は、2020年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方針を決議しております。

a.基本報酬に関する方針

社外取締役を除く取締役の報酬につきましては、固定報酬と業績連動報酬で構成されております。固定報酬については、取締役としての職務執行の職責・役割・貢献度合い等の総合的な判断を行い決定し、業績連動報酬は当期の職務執行の対価として、親会社の所有者に帰属する当期利益(連結業績)及び当社の当期純利益(単体業績)を評価基準としております。中長期的な業績と連動する報酬については、現時点において、社外取締役を除く取締役が十分な自社株式を保有していることから、持続的な成長に向けた健全なインセンティブを得ていると考えております。社外取締役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や当社の業績及び景気動向等を総合的に判断したうえで、決定するものとしております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成されております。

b.業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬に係る指標は、親会社の所有者に帰属する当期利益(連結業績)及び当社の当期純利益(単体)としております。当該指標は、成長投資に向けた原資や株価に影響を与える分かり易い指標であるため株式市場の関心が高く、当社として最も重要な指標であると考えております。

c.業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬については、当社グループ及び当社の事業年度毎の業績目標の達成に向けた健全なインセンティブが機能することを目的として決定しております。なお、社外取締役の報酬は固定報酬のみとしております。

d.取締役及び監査役報酬額等を与える時期又は条件の決定方針

取締役報酬及び監査役報酬のうち固定報酬については、月例の固定金銭報酬としております。また、監査役の基本報酬の額は、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により、個別の監査役の報酬額を決定します。取締役の業績連動報酬については、当該事業年度の定時株主総会終了後、1ヶ月以内に年1回支給します。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役会は、個人別報酬等の決定を委任しておりません。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、取締役の指名(後継者計画を含む)に係る取締役会機能の独立性及び客観性、並びに説明責任を強化するために、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする「指名諮問委員会」を設置しております。当社の指名諮問委員会は、取締役の選任、再任、解任に関する事項及び代表取締役の後継者計画(育成を含む)に関する事項について、審議し、取締役会に対して、答申を行っております。

当社では、取締役候補は、人格、経験、能力及び知見等を備え、当社の成長と中長期的な企業価値向上に資する候補者であるかを基準に、指名諮問委員会からの答申を受け、取締役会にて検討、審議し、決定しております。

また、当社では、監査役候補は、人格、経験、能力及び知見等を備え、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に、監査役会の協議および同意を得て、取締役会にて決定しております。

一方で、取締役を解任すべき事由が生じた場合は、指名諮問委員会での審議及び答申を受け、取締役会で検討し、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

また、監査役を解任すべき事由が生じた場合は、取締役会で検討、審議し、法令に従い、株主総会に解任議案を上程し、その決議をもって解任いたします。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

神保吉寿(代表取締役兼執行役員会長)

取締役として、相応しい高潔性・多様性の受容力などの人格的要素を備え、当社代表取締役兼執行役員会長としての経験と実績から、多様な価値観の下での企業経営における深い洞察力・本質を見抜く力、並びに高い理念発信力を有し、当社の企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できると判断し、選任しております。

福留大士(代表取締役兼執行役員社長)

取締役として、相応しい高潔性・多様性の受容力などの人格的要素を備え、当社代表取締役兼執行役員社長としての経験と実績から、変化の激しい事業環境下での果敢な決断力、並びにDX領域における高い先見性とビジョン構築力を有し、当社の企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できると判断し、選任しております。

伊藤彰(取締役兼執行役員副社長)

取締役として、相応しい高潔性・多様性の受容力などの人格的要素を備え、当社NEW-ITトランスフォーメーション事業を統括してきた経験と実績から、事業運営における高い専門性と実行・完遂力を有し、当社の企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できると判断し、選任しております。

山田裕

(取締役兼執行役員 CFO)

取締役として、相応しい高潔性・多様性の受容力などの人格的要素を備え、当社Control&Managementユニット長としての経験と実績から、経営管理・財務戦略の分野における高い能力と専門性(税理士)を有し、当社の企業価値向上への貢献および取締役会の監督機能の強化を期待できると判断し、選任しております。

藤原洋(社外取締役、独立役員)

長年にわたりインターネット関連の事業及び研究に携われ、かつ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏の知識と経験に基づき社外の視点を取り入れ、経営監督機能の客観性及び中立性を確保することを期待しており、さらなる当社グループの成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。

林依利子(社外取締役、独立役員)

弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する幅広い知見を有しております。同氏の知識と経験に基づき社外の視点を取り入れ、経営監督機能の客観性及び中立性を確保することを期待しており、さらなる当社グループの成長及びコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけるものと判断し、選任しております。

田中晴規(常勤監査役、独立役員)

大企業での経営経験を有し、またCFOの経験により、幅広い財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。

小寺圭(社外監査役、独立役員)

大企業での経営経験を有し、またCEOの経験により、経営に関する相当程度の知見を有することから、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。

池田文夫(社外監査役、独立役員)

金融機関での実務経験並びに複数企業での役員経験を有し、経営に関する相当程度の知見を有することから、客観的な見地からグループ全体の経営に対し適切な監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。

【補充原則3 - 1】

当社は、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に配慮し、「Change People, Change Business, Change Japan」のミッションに沿った事業を展開しております。人口減少下の日本をいかに持続可能な社会にしていくかがChange Japanの主目的です。当社は、当社グループ各社における各事業のテーマそのものが、ESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を組み込んだものであり、当社グループの成長戦略はESGの考え方を前提としたものになっていると考えております。ESGに関する当社の考え方と当社の経営戦略・経営課題との関係性については、2021年2月15日に発表した「新中期経営計画」にて、分かりやすく具体的に情報を開示・提供しております。

また、当社は、当社ホームページにESGに関するグループ各社の取組み事例を紹介するとともに、TCFDの枠組みに基づく開示を実施しております。

当社の新中期経営計画：<https://ssl4.eir.parts.net/doc/3962/tdnet/1935387/00.pdf>

当社のESGへの取組み事例：https://www.change.jp.com/ir/esg/?id=top_anchor

【補充原則4 - 1】

当社の取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、取締役会規程に基づき、経営に関する重要な事項の意思決定を行っております。取締役会で決定する事項以外の審議および決定については、組織規程、業務分掌規程、稟議規程、並びに職務権限規程に基づき、経営に委任しております。

【原則4 - 9】

当社は、東京証券取引所が定める独立性判断基準に従い、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者を独立社外取締役として選任しております。また、当社の事業領域に対する豊富な経験を有する人物、企業法務等に関し専門的かつ幅広い知識を有している人物を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4 - 10】

本報告書の以下の箇所をご参照ください。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

【任意の委員会】

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性及び補足説明

【補充原則4 - 11】

当社の取締役会は、中長期的な企業価値向上の観点から、取締役会全体として、知識、経験、能力、並びに多様性が最適になるよう努めております。現在、当社の取締役会は、各部門に精通した取締役と高い専門性を有した独立社外取締役および独立社外監査役から構成されており、総体として十分なスキルセットと多様性を保持していると考えております。また、取締役会の規模につきましては、充実した議論を行うのに十分かつ適切な人数で構成することを基本的な考え方としており、定款の定めにより取締役7名以内、監査役5名以内を構成員数としております。現在、当社の取締役会は、社内取締役4名、独立社外取締役2名、独立社外常勤監査役1名、独立社外監査役2名としており、取締役・監査役合計9名のうち、独立社外役員が5名の体制です。

下記の表は、現在の取締役・監査役の有するスキルを一覧にしたものでございます。当社、当社の取締役会が全体として必要なスキルが備えているものと考えています。

(スキルマトリックスは末尾の模式図を参照ください)

取締役、監査役の選任に関する方針・手続については、原則3 - 1(4)に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11】

当社は、当社の社外取締役および社外監査役をはじめ、取締役および監査役の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。また、昨年度は、社外取締役および社外監査役の全員が、2021年9月期に開催された全ての取締役会および監査役会に出席しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、2020年より、以下の評価プロセスに則り、取締役会の実効性についての分析・評価を毎年実施しております。

<評価プロセス>

当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役を含む全ての取締役会メンバーを対象にして、32項目の記名式アンケートを実施しています。また、その集計・分析結果に基づき、取締役会にて、今後取り組むべき課題についての審議を実施しています。

2021年の評価結果の概要は、以下のとおりです。

<2021年の評価結果>

当社の取締役会は、アンケートの集計・分析の結果、肯定的な評価が多数を占めていたことから、当社取締役会の実効性は、その構成および運営の両面で、概ね確保されていると評価いたしました。一方で、取締役会の実効性を継続的に向上させ、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るためには、以下事項が課題であることを確認いたしました。今後、以下課題への施策を実行することで、取締役会の実効性を一層向上させていきたいと考えております。

<2021年に認識した課題>

2020年に引き続き認識した課題

取締役会の運営に関する課題

・取締役会資料の配布につきましては、2020年の課題認識を踏まえ、できる限り事前共有・事前相談を行ってきました。しかしながら、議案の増加もあり取締役会資料の配布が直前になったケースがあったと認識しております。2022年は、取締役会資料の事前配付ができるものについては、できる限り前倒しでの配付を行ってまいります。

取締役会の議事運営に関する課題

・2020年の課題認識を踏まえ、2021年はチェンジの事業戦略・中期経営計画についての審議だけでなく、子会社社長より子会社の中期経営計画について、当社の取締役及び監査役に説明する場を設けました。2022年は、取締役会が会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るための活発な議論が行われる場となるよう、本取り組みを一層に拡充してまいります。

2021年に新たに認識した課題

取締役会の議事運営に関する課題

・当社では、グループが拡大するに伴い取締役会の議案が増加しています。より深い議論を行うため、取締役会の時間延長を検討するとともに、資料の内容を工夫することで、効率的な審議に努めてまいります。

< 2020年に認識した課題 >

取締役会の運営に関する課題

・現状においても、会日に十分先立て、取締役会資料を配布しているが、取締役会メンバーが、より一層十分に資料を検討することができるよう、更なる前倒しで資料配布を実施すること

取締役会の議事運営に関する課題

・従前より、取締役会では、事業戦略並びに中期経営計画に関する議論を実施してきているが、中長期的な企業価値向上をより確実にするため、この議論を一層充実させること

・現業務執行取締役は、コンプライアンス推進態勢を継続的かつ積極的に改善し、取締役会にも定期的に報告しているが、取締役会の監督機能を強化するという観点を鑑み、その報告頻度を増やすこと

・取締役会は、現状においても、経営幹部の選解任を適切に監督しているが、コーポレートガバナンス・コードが求める「独立社外取締役」に期待される役割をより一層強化するべく、選解任時の事前説明を充実させること

・会社と経営陣・支配株主等との間の取引は、Control&Managementユニットにて監視され、関連当事者取引が発生する場合は、事前に取締役会にて承認されており、また、年度をまたいで継続する関連当事者取引がある場合は、その一覧が取締役に報告されているが、取締役会の監督機能を強化するという観点を鑑み、体制の詳細を報告すること

その他に関する課題

・当社では、独立社外取締役および独立社外監査役だけで構成される「エグゼクティブセッション」が年1回以上開催されているが、独立社外役員の情報収集力を一層に強化するため、その回数を増やすこと

< 2021年の取組み結果 >

取締役会の議事運営に関する課題

・コンプライアンス推進に関する取締役会の監督機能を強化するべく、2021年は、内部統制の整備状況に関する報告を3回から4回へ、リスクコンプライアンス推進状況に関する報告を1回から3回へ増やすとともに、報告資料を拡充させました。

・取締役の指名(後継者計画を含む)に係る取締役会機能の独立性及び客観性、並びに説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする「指名諮問委員会」を設置しました。

・2021年10月に開催された取締役会において、2021年9月末日時点で取引が継続している関連当事者取引についての報告が実施されております。また、2021年より、関連当事者取引に関する取締役会の監督機能を強化するべく、グループ各社が作成する関連当事者リストを親会社である当社に集約する体制を構築するとともに、取締役会議長及び常勤監査役にその運用状況を報告しております。

その他に関する課題

・独立社外役員の情報収集力を一層に強化するため、「エグゼクティブセッション」の回数を1回から2回(2021年6月14日開催、2021年10月14日開催)へ増やしました。

【補充原則4 - 14】

当社では、個々の役員の知識や経験を勘案のうえ、期待される各自の役割や責務を十分に果たせるよう、必要な研鑽機会の提供を行うとともに、適宜、各種セミナー、勉強会、異業種交流会等に参加し、必要な知識および業界動向の習得等の研鑽に努めることを推奨しております。また、その費用については、当社が負担しております。

全ての取締役および監査役は、取締役会後に外部講師を招聘し、年1回以上開催される役員勉強会2021年は、2020年に引き続き「ESG・SDGs x 企業価値」というテーマで実施)に出席し、研鑽に努めております。

当社では、2021年、役員勉強会での研鑽結果を当社グループの中長期的な企業価値の向上に活かすべく、代表取締役兼執行役員会長を中心とするグループ各社横断のESGへの取組み強化プロジェクトを発足させております。

【原則5 - 1】

当社では、株主との建設的な対話を促進するためにControl&ManagementユニットをIR担当部署と定めるとともに、以下のような取組みを毎年実施し代表取締役兼執行役員社長が決算概要の発表及び質疑応答を直接に対応しております。

< 四半期毎 >

- ・個人投資家向けオンライン決算説明会
- ・機関投資家およびアナリスト向け決算説明会

< 株主総会開催時 >

- ・株主との対話の会(対話の会は、株主総会に引き続いて実施しております)

また、当社は、持続的かつ中長期的な企業価値向上を実現すべく、機関投資家およびアナリストとの個別のIRミーティングを積極的に設けております。

(以下、開示すべきとする原則以外の各原則の実施状況)

【補充原則1 - 2、補充原則3 - 1】

当社は、2020年度より、従来実施していた決算短信サマリーの英文開示に加え、決算短本文、招集通知、有価証券報告書、その他当社が重要と判断した開示書類の英文開示を行っております。当社は、海外投資家を含む多くの投資家との対話機会を設けたいと考えておりますので、引き続き英文開示情報の一層の拡充を検討しております。

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用しております。また、当社は、2021年より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加しております。

【補充原則2 - 3、補充原則4 - 2】

当社の取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮、腐敗防止等サステナビリティを巡る課題への対応を重要な経営課題と認識しております。当社の取締役会は、2021年12月24日開催の取締役会にて「サステナビリティ基本方針」を決議しております。

< サステナビリティ基本方針 >

私たちチェンジグループは、「Change People、Change Business、Change Japan」をミッションに掲げ、「生産性をCHANGEする」というビジョンのもと、企業活動と事業を通じて、さまざまな社会課題の解決に取り組み、人口減少下の日本を持続可能な社会にすることに貢献します。

1. 企業活動を通じた社会課題の解決

・私たちは、ビジネスモデル、業務プロセスのデジタル化およびデジタル人材の育成を通じて、さまざまな社会課題の解決に取り組みます。

・私たちは、事業活動だけでは貢献が難しい領域につきましては、ビジネス以外での社会貢献活動を通じた支援に取り組みます。

2. ステークホルダーとの信頼関係の構築

・私たちは、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など、多様なステークホルダーの皆さまとの関わりの中で事業を推進していることを深く理解し、円滑かつ双方向のコミュニケーションを積極的に行い、信頼関係の構築に努めます。

3. 人権の尊重と差別の排除

・私たちは、人権に関する国際的な規範()に従い、自らが直接、間接的にも、差別や人権侵害に関与しないと共に、取引先、ビジネスパートナーなどに対しても人権への負の影響を防止または軽減するよう努めます。

・私たちは、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基いて行われるすべての差別、除外または優先に加え、国籍、民族、言語、年齢、身分、雇用形態、思想信条、価値観、ライフスタイル、容姿、健康、身体・知的機能のハンデキャップ、性的指向・性自認、妊娠の有無、配偶者の有無などを理由にした差別、除外または優先を行いません。

4. 働きやすい職場環境の整備と公正な処遇

・私たちは、従業員一人一人の自律的なキャリア開発を支援し、仕事を通じて能力を十分に発揮できる健康で安全な働きやすい職場環境を整備します。

・私たちは、採用、昇進などあらゆる場面において、個人の能力、責任、創出した成果を公正に評価し、適正に処遇します。

5. 気候変動への積極的な取り組み

・私たちは、急速な気候変動の緩和や環境汚染の防止が人類共通の重要課題であることを認識しています。私たちは、資源の効率的な利用や廃棄物削減など、企業活動における環境負荷低減に積極的に取り組みます。

6. コンプライアンスの遵守と腐敗の防止

・私たちは、経営と業務執行における透明性を確保するとともに、コンプライアンス遵守を徹底します。

・私たちは、事業活動や地域社会の健全な成長を促進するべく、贈収賄、違法な政治献金・寄付金、利益供与などを含むあらゆる形態の腐敗行為を徹底的に排除します。

国際人権章典(世界人権宣言と国際人権規約(社会権規約・自由権規約))、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言、国連グローバル・コンパクト、ビジネスと人権に関する指導原則など

2021年12月24日

株式会社チェンジ取締役会

【原則4-8】

当社は、取締役会での独立社外取締役の忌憚ない発言・意見具申が、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものと考えておりこれを期待しております。当社は、取締役会の構成人数の3分の1以上の独立社外取締役(2名)を選任しております。当社は、1.【取締役関係】に記載しておりますとおり、両名とも上記役割を果たすうえで十分な経験と資質を備えていると共に、その役割・責任を果たしていると考えております。

【補充原則4-8】

当社は、支配株主を有しておりません。

【補充原則4-3、補充原則4-13】

当社の内部監査部門は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保するべく、監査役会及び取締役会議長へ直接に報告を行っております。

【補充原則5-2】

当社は、2021年2月15日に発表した新中期経営計画「Digitize & Digitalize Japan (Phase2)」において、当社の事業ポートフォリオを評価分析し、これを公表しております。

当社の新中期経営計画：<https://ssl4.eir.parts.net/doc/3962/tdnet/1935387/00.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
神保 吉寿	9,490,800	13.17
福留 大士	5,314,000	7.37
伊藤 彰	4,702,400	6.52
金田 憲治	4,172,600	5.79
石原 徹哉	3,941,100	5.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,277,700	4.54
高橋 範光	3,145,400	4.36
須永 珠代	2,707,892	3.75
UNION BANCAIRE PRIVEE	2,400,000	3.33
THE BANK OF NEW YORKMELLON SA/NV 10	2,000,000	2.77

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

1.持株比率は自己株式 623,235 株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期 更新	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

なし

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
藤原 洋	他の会社の出身者												
林 依利子	弁護士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤原 洋			長年に渡りインターネット関連の事業及び研究に携われ、かつ経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、社外取締役としてのその職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。藤原社外取締役は、2021年9月期に開催された取締役会14回全てに出席し、経営者の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、2021年に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。
林 依利子			弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する幅広い知見を有していることから、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任しております。林社外取締役は、2021年9月期に開催された取締役会14回全てに出席し、弁護士の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、2021年に開催された委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役報酬等の決定過程における監督機能を担っております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

< 指名諮問委員会 >

当社は、取締役の指名(後継者計画を含む)に係る取締役会機能の独立性及び客観性、並びに説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする「指名諮問委員会」を設置しております。当社の指名諮問委員会は、取締役の選任、再任、解任に関する事項及び代表取締役の後継者計画(育成を含む)に関する事項について、審議し取締役会に対して答申を行っております。なお、当社は、「指名諮問委員会」の位置付け、運営方法を明確にした指名諮問委員会規程を定めております。

構成

「任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性」をご参照ください。

開催状況

指名諮問委員会は、2021年中に1回開催し、取締役の選再任について協議を行い、協議結果を取締役に諮問しました。

第1回指名諮問委員会 2021年11月11日開催

出席状況

神保 吉寿(社内取締役) 1回全てに出席

藤原 洋(社外取締役) 1回全てに出席

林 依利子(社外取締役) 1回全てに出席

< 報酬諮問委員会 >

当社は、取締役の報酬に係る取締役会機能の独立性及び客観性、並びに説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役とする「報酬諮問委員会」を設置しております。当社の報酬諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっての方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む。)に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行っております。なお、当社は、「報酬諮問委員会」の位置付け、運営方法を明確にした報酬諮問委員会規程を定めております。

構成

「任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長(議長)の属性」をご参照ください。

開催状況

報酬諮問委員会は、2021年中に2回開催し、取締役の報酬について協議を行い、協議結果を取締役に諮問しました。

第1回報酬諮問委員会 2021年11月11日開催

第2回報酬諮問委員会 2021年12月17日開催

出席状況

神保 吉寿(社内取締役) 2回全てに出席

藤原 洋(社外取締役) 2回全てに出席

林 依利子(社外取締役) 2回全てに出席

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者と監査役、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。具体的には、下記のように連携しております。

・監査役と内部監査部門の連携

監査役は、内部監査部門との間で、内部監査部門が行う監査計画(リスクの洗い出し、リスク評価の実施、リスク評価結果に基づく重点監査テーマの選定、当期の監査スケジュール等)の説明並びに質疑を実施しております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門による実査ヒアリングに同席し、業務執行に関する課題を把握するとともに、認識した課題等に関して内部監査部門と意見交換を実施しております。監査役は、監査終了時、内部監査報告書を受領しております。更に、内部監査部門は、随時監査役と打ち合わせを実施しております。

・監査役と会計監査人の連携

監査役は、会計監査人との間で、会計監査人が行う監査計画（監査の体制、監査の方法等）の説明並びに質疑を実施し、監査終了時は法令に基づく会計監査報告を受領しております。また、必要に応じて、個別事案に関する打ち合わせ、並びに制度の変更等に関する意見交換を実施しております。

・監査役と会計監査人と内部監査部門の連携

当社は、監査を有効かつ効率的に進めるとともに、監査自体の実効性を高めることを目的として、年1回以上三様監査会議を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田中 晴規	他の会社の出身者													
小寺 圭	他の会社の出身者													
池田 文夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 晴規			大企業での経営経験を有し、また CFO の経験により、幅広い財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために選任しております。田中常勤監査役は、2021年 9月期に開催された取締役会14回全て、監査役会 13 回全てに出席し、取締役会において、経営者及び財務・会計の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。

小寺 圭		大企業での経営経験を有し、またCEOの経験も有することから、社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために選任しております。小寺社外監査役は、2021年9月期に開催された取締役会 14回全て、監査役会13回全てに出席し、取締役会において、経営者の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。
池田 文夫		金融機関での実務経験並びに複数企業での役員経験を有することから、社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するために選任しております。池田社外監査役は、2021年9月期に開催された取締役14回全て、監査役会13回全てに出席し、取締役会において、金融機関での実務経験並びに複数企業での役員経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。なお、当社と同氏との間に記載すべき利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役および社外監査役の独立性を客観的に判断するために、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を採用しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。業績連動報酬制度の詳細については、【取締役報酬関係】に記載しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役および監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(a)取締役報酬等の決定方針

本報告書の以下の箇所をご参照ください。

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則3 - 1】

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(b) 2021年9月期の業績連動報酬の算定方法

2021年9月期の業績連動報酬は、業績連動指標の数値の確定後、次の方法に基づき算定のうえ支給額を確定し支払います。

a. 総支給額

総支給額は、下記個別支給額b.(ア)と(イ)の合計額(101,000,000円が上限金額)です。

b. 個別支給額

個別支給額に係る具体的算定フォーミュラを示すと、次のとおりとなります。

(ア)連結業績を基準とする業績連動報酬

連動指標:業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益(注1)

連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額 = B × C

A = 2021年度業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益 ÷ 2021年度親会社の所有者に帰属する当期利益(2020年12月25日業績予想のレンジにおける下限値)

B = 5,000,000円

C = (A - 1.03) × 100 (小数点以下切捨、17を上限値とする)

個別支給額算定ベース = 連結業績を基準とする業績連動報酬総支給額 × 役位ポイント ÷ 対象となる役位ポイントの総和

役位ポイントは次のとおりです。

代表取締役兼執行役員社長 80

代表取締役兼執行役員会長 10

取締役兼執行役員副社長 5

取締役兼執行役員 CFO 5

(イ)当社単体業績を基準とする業績連動報酬

連動指標:業績連動報酬計上前当社単体当期純利益(注2)

当社単体業績を基準とする業績連動報酬総支給額 = B × C

A = 2021年度業績連動報酬計上前当社単体当期純利益 ÷ 2021年度当期純利益(2021年度期初業績予想値 831,278,051円)

B = 800,000円

C = (A - 1.00) × 100 (小数点以下切捨、20を上限値とする)

個別支給額算定ベース = 当社単体業績を基準とする業績連動報酬総支給額 × 役位ポイント ÷ 対象となる役位ポイントの総和

役位ポイントは次のとおりです。

代表取締役兼執行役員社長 30

代表取締役兼執行役員会長 30

取締役兼執行役員副社長 20

取締役兼執行役員 CFO 20

(注1)業績連動報酬計上前親会社の所有者に帰属する当期利益

親会社の所有者に帰属する当期利益 + (業績連動報酬総支給額 × (1 - 法定実効税率))

(注2)業績連動報酬計上前当社単体当期純利益

当社単体当期純利益 + (業績連動報酬総支給額 × (1 - 法定実効税率))

(c)業績指標の内容及び実績

業績指標の内容	2021年9月期目標値	2021年9月期実績値	(単位:百万円)
			上記算定式に基づく総支給額
連結業績を基準とする業績連動報酬	3,296	4,163	85
当社単体業績を基準とする業績連動報酬	831	458	---

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役および社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、管理部門および内部監査部門との連携のもと、必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の経営上の意思決定、執行および監督に係る経営管理組織その他コーポレート・ガバナンス体制は次の通りであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(社外取締役2名を含む)により構成されております。環境変化に迅速に対応できる意思決定機関としていることで、業務執行監督体制の整備、意思決定の公正化を図っております。取締役会は、原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、経営および業務執行に関する重要事項の決定等を行っております。また、取締役会には、監査役も出席し、取締役の職務執行を監査しております。なお、定款上において、当社の取締役は7名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことおよび累積投票によらないものとする事としております。

b. 指名諮問委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、指名諮問委員会を設置し、取締役の選任、再任、解任に関する事項及び代表取締役の後継者計画(育成を含む)に関する事項等を協議しております。報酬諮問委員会は、代表取締役兼執行役員会長および独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。指名諮問委員会は、原則として取締役会からの諮問を受け、必要に応じて開催しております。また指名諮問委員会規程において、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならないと定めると共に、その決議に際しては、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもって行うこととしております。

c. 報酬諮問委員会

当社は、取締役会の諮問機関として、報酬諮問委員会を設置し、取締役の個人別の報酬等を決定するにあたっての方針(業績連動型報酬についてのリンク対象となる業績等の指標の選定及び株式関連報酬の付与基準等を含む。)に関する事項及び取締役の個人別の報酬等の内容に関する事項等を協議しております。報酬諮問委員会は、代表取締役兼執行役員会長および独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。報酬諮問委員会は、原則として年2回以上開催しております。また報酬諮問委員会規程において、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役でなければならないと定めると共に、その決議に際しては、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもって行うこととしております。

d. 経営会議

当社は、取締役会の諮問機関として、経営会議を設置し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等を協議しております。経営会議は取締役兼執行役員4名、執行役員5名の合計9名で構成され、常勤監査役が任意で参加し、原則、毎月2回開催しております。

e. 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名および非常勤監査役2名の合計3名で構成されております。監査役は取締役会へ出席し、会計監査および業務監査を中心として、経営全般に関する監査を行う体制を構築しております。なお、定款上において、当社の監査役は5名以内とし、その選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

f. リスク管理体制

当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役および取締役会による業務執行およびその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェックおよび内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

g. 内部監査

当社は、独立した内部監査室を設置しており、代表取締役兼執行役員会長の命を受けた専任の内部監査担当者1名が、業務監査を実施し、取締役会議長である代表取締役兼執行役員会長および常勤監査役に対して監査結果を報告しております。代表取締役兼執行役員会長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、会社法に基づく機関として、株主総会および取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、当社は、リスク管理を経営上きわめて重要な活動と認識しております。具体的には、取締役および取締役会による業務執行およびその監督に努め、一方で、リスク管理体制を強化するため、事業計画の策定、予算統制、諸規程に基づく業務の運営とチェックおよび内部監査の強化による社内の内部統制機能の充実に取り組んでおります。

当社が社外取締役に期待する機能および役割につきましては、当社の事業領域に対する豊富な経験は又は企業法務、会計等に関し専門的かつ幅広い知識を有する方を選任することにより、社外の視点を取り入れ、経営監督機能の客観性および中立性を確保することです。社外監査役に期待する機能および役割につきましては、大企業での経営経験、金融機関での実務経験又はCFO、CEOの経験や複数企業での役員経験を有する方を選任することにより、社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性および中立性を確保することです。

当社は、上記の体制を構築するべく取締役会に対する十分な監督・監視機能を発揮するため、社外取締役2名、社外監査役3名を選任しており、それぞれ、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れがない、独立役員に指定しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、議決権行使において十分な検討時間を確保できるように、早期発送に努めております。2021年度の定時株主総会についての招集通知は、2021年12月3日に発送しております。また、同日に招集通知に記載した情報を当社ホームページ等にも公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、集中日を回避しております。2021年度の定時株主総会は2021年12月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへの参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、招集通知の英訳版を、2021年12月3日に、当社ホームページ等において事前公表しております。
その他	当社は、2020年10月開催の臨時株主総会より、新型コロナウイルス感染予防対策および株主総会活性化の両立を目指し、バーチャル株主総会(ハイブリッド参加型)を導入しました。 また、2020年度の定時株主総会以降の株主総会においても同様の取組みを継続して実施しております。 株主総会では、各種資料をビジュアル化するとともにインターネット上でもご質問を受け付けることで、株主総会に出席できない株主の方に対しても、当社の事業内容や当社の経営状況をご理解いただける機会としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主や投資家の皆様と長期的な信頼関係を構築するためには、投資判断に必要な情報を、迅速、正確かつ公平公正に伝達する必要があると考えております。故に、今後は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページに掲載したいと考えております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、四半期決算毎に、オンラインによる個人投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役兼執行役員社長が登壇し、当社の事業概況および経営成績を直接説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、四半期決算毎に、アナリスト・機関投資家向け決算説明会を開催し、代表取締役兼執行役員社長が登壇し、当社の事業概況および経営成績を直接説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、IRに関する資料を、当社ホームページにて掲載しております。 https://www.change.jp.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、Control & Management ユニートを IR 担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、2021年12月24日開催の取締役会にて「サステナビリティ基本方針」を決議し、当該基本方針中において、ステークホルダーとの信頼関係の構築を方針の一つとして定めております。</p> <p><サステナビリティ基本方針(抜粋)> 2.ステークホルダーとの信頼関係の構築 ・私たちは、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会など、多様なステークホルダーの皆さまとの関わりの中で事業を推進していることを深く理解し、円滑かつ双方向のコミュニケーションを積極的に行い、信頼関係の構築に努めます。 また、各種社内規程において、ステークホルダーの立場を尊重した事業推進及び管理体制を構築することと定めております。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社は、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に配慮し、「Change People, Change Business, Change Japan」のミッションに沿った事業を展開しております。人口減少下の日本をいかに持続可能な社会にしていくかがChange Japanの主目的です。当社は、当社グループ各社における各事業のテーマそのものが、ESG(環境・社会・ガバナンス)の観点を組み込んだものであり、当社グループの成長戦略はESGの考え方を前提としたものになっていると考えております。当社の考え及び当社の経営戦略・経営課題との関係性については、2021年2月15日に発表した「新中期経営計画」にて分かりやすく具体的に情報を開示・提供しております。また、当社は、当社ホームページにESGに関するグループ各社の取組み事例を紹介するとともに、TCFDの枠組みに基づく開示を実施しております。</p> <p>当社の新中期経営計画：https://ssl4.eirparts.net/doc/3962/tdnet/1935387/00.pdf 当社のESGへの取組み事例：https://www.changejp.com/ir/esg/?id=top_anchor</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、ステークホルダーの皆様への要請も理解して、事業を進めていくことが大切であると考えております。よって、当社は、ステークホルダーの方にも、当社の活動状況に関する情報を適切に提供するため、株主総会招集通知に記載している事業報告、および有価証券報告書等の各種報告書、並びに適時開示情報だけを開示するのではなく、それ以外の情報についても、社会的責任の見地から、当社が必要と判断したものについては、これらを自主的に開示しております。</p>
その他	<p><ダイバーシティー・女性の活躍状況について> 当社は、性別、国籍、採用経緯等とは一切関係なく、職務遂行に必要な人格、経験、能力及び知見等を有している人物を、管理職への登用しております。具体的取組みにつきましては、補充原則2-4に係る開示をご参照下さい。</p> <p><多様な働き方を支援する制度> 当社では、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言を受けて、2020年3月より全従業員を対象にしたテレワーク制度を導入し、現在も同制度を適用しております。テレワーク制度導入に際しては、諸事情により自宅での勤務が難しい従業員がいることに配慮し、出勤による勤務を認める等、従業員が、自身の状況に合わせて多様な働き方を選択できるよう制度を設計しております。また、オンラインによる契約締結システムを本格導入し、担当者の多様な働き方が阻害されることがないように配慮しております。今後は、従前より整えております育児休業制度、介護休業制度等と合わせ、多様な働き方を支援する各種制度を一層拡充させていきたいと考えております。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - A) 取締役及び社員が、法令や定款、社会規範及び社内規則を遵守した行動をとるための行動規範を定めるとともに、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する継続的な教育・普及活動を行っております。
 - B) コンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無について、コンプライアンス委員会が調査を実施し、問題がある場合は改善を指示しております。
 - C) コンプライアンス違反の疑いがある行為に対する通報体制を整備するとともに、通報者の秘密管理性を確保し、通報者が不利益を被らないよう「内部通報規程」を制定し、厳格な措置を講じております。
 - D) コンプライアンス違反が発生した場合は、コンプライアンス委員会が原因追及、再発防止に努めるとともに、責任を明確にした上で、厳正な処分を行っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書保管管理規程」等の社内規則に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存及び管理を行っております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - A) 損失の危険(リスク)については、「リスク管理規程」に基づく対応によって、リスク発生の未然防止や危機拡大の防止に努めております。
 - B) リスク管理に関する各部署の活動状況は、必要に応じて取締役会に報告されるとともに、リスク管理体制の有効性について、Control & Manag

ement ユニットが監査を行っております。

C)業務遂行に関する連絡、報告の場として定期的に社員全員によるミーティングを行い、情報収集に努めるとともに、情報の共有化と意思統一を図っております。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月開催し、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

B)取締役会は、取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図っております。

C)各取締役は、「業務分掌規程」に基づき業務執行を委任された事項について、必要な決定を行っております。

5.当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

A)関係会社管理責任者は、「関係会社管理規程」等の社内規程に従い、子会社の取締役の執行を監視・監督しております。

B)子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。

C)定期的に子会社と会議を開催し、グループ間の情報共有、意思疎通及びグループ経営方針の統一化を図っております。

D)当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査、内部統制監査等を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員会長及び常勤監査役に報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する体制並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

A)監査役による監査の実効性を高め、かつ監査機能が円滑に遂行されるため、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、補助するための社員を置くことができます。これらの社員は、取締役会が監査役と協議し、監査業務に必要な、適正な知識、能力を有する者の中から選出しております。

B)これら社員は、他役職を兼務することを妨げないが、監査役より専任すべきとの要請を受けた場合には、その要請に応じることとしております。

C)これら社員の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の承認を得たうえ決定しております。

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

A)監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、経営会議に出席することができます。

B)監査役には稟議書その他重要書類が閲覧でき、要請があれば直ちに関係書類・資料等を提出しております。

C)取締役は、自己の職務執行過程において当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあるときは、これを直ちに監査役に報告しております。

D)監査役は、事業又は業績に影響を与える重要な事項の報告を取締役及びその社員に対し直接求めることができます。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役への報告を行ったことを理由として、当該報告をした者に対し、不利な取扱いを行うことを禁止し、また、懲戒その他の不利益処分の対象になることがないことを周知徹底しております。

9. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なと合理的に認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

10. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

A)監査役が必要と認めるときは、代表取締役兼執行役員会長と協議のうえ、特定の事項について

内部監査実施者である内部監査担当者に調査を求めることができます。また、監査役は、内部監査担当者に対して、随時必要に応じて監査への協力を求めることができます。B)監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、各々が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施しております。

11. 反社会的勢力の排除に向けた体制

A)当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとることとしております。

B)そのため、Control & Management ユニットの反社会的勢力対応部署として、「反社会的勢力対策規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築しております。

C)新規顧客との取引開始時においては、「反社会的勢力対策規程」に基づき、インターネットによる独自調査に加え、信用情報機関等を利用した新聞、雑誌記事検索を行い取引開始前に十分な事前調査を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社、当社の特別利害関係者、株主および取引先等は、反社会的勢力と関係を一切持っていないと認識しております。

反社会的勢力の排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の「反社会的勢力対策規程」に基づき、新規の取引先となる販売先、外注先、仕入先、役員等を対象に、取引開始前におけるインターネット検索、日経テレコンによる記事検索による調査を実施しております。また、継続取引先に関しては、年1回同様の調査を実施しております。なお、取引基本契約書等には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。

その他、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターへの加入、従業員への啓蒙活動の実施および警察や顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

当社は、管理部門管掌取締役を適時開示の責任者としております。

当社は、「金融商品取引法」、「有価証券上場規程」その他関連法規を順守し、適時・適切に企業情報を公平に開示するよう努めてまいります。

収集された情報は、適時開示責任者に集められ、検討・手続きを経た上で、公表すべき情報は適時に公表してまいります。

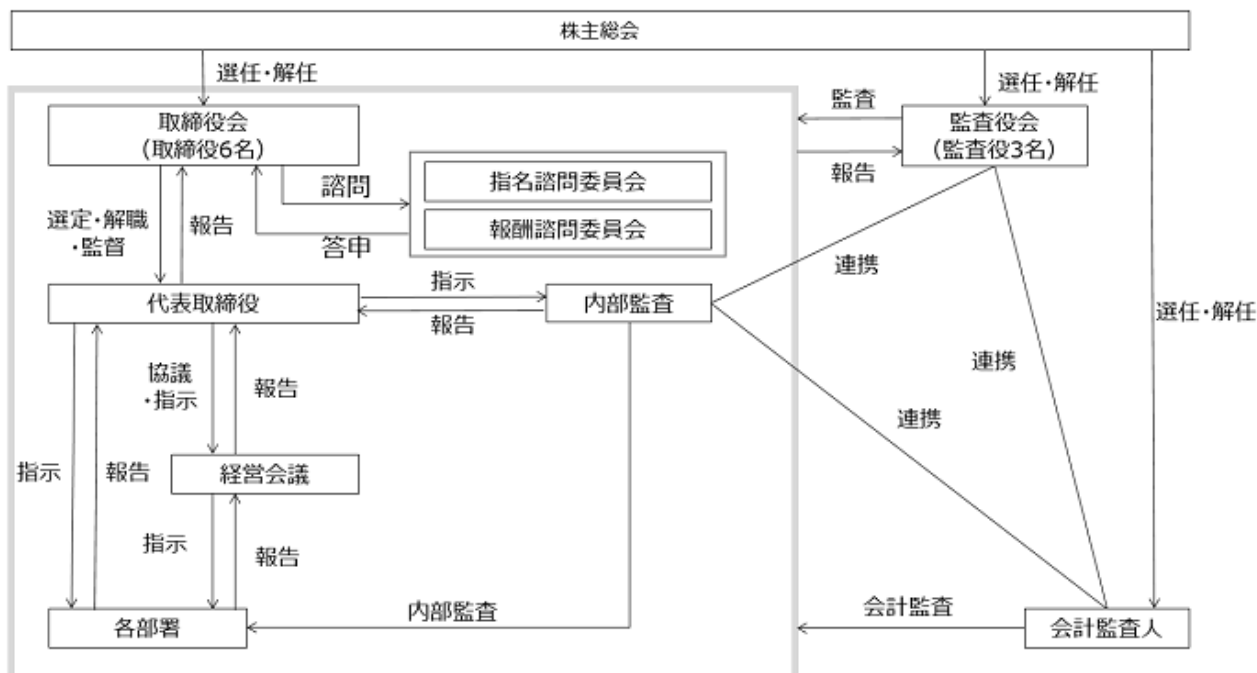
適時開示体制については末尾の適時開示体制の概要(模式図)をご参照ください。

スキルマトリックス(模式図)

○印：現在保有している専門性、又は過去経験がある分野

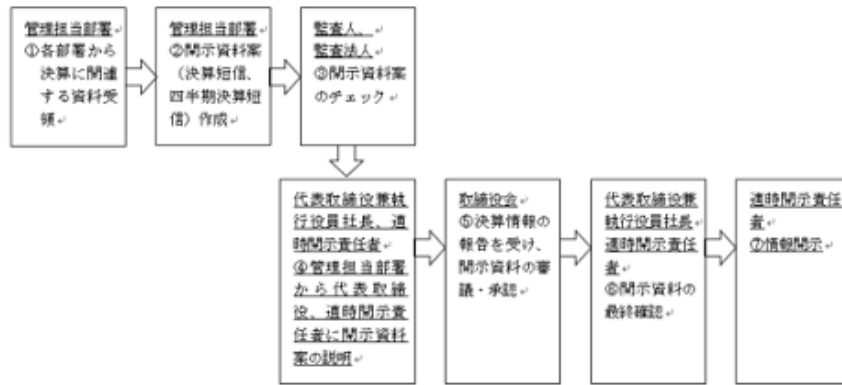
氏名	性別	地位	スキル										
			企業経営 経営戦略	法務 コンプラ リスク管理	海外事業 グローバル	財務 会計	IT DX	人材開発	投資 M&A	金融 ファイナンス	ESG ダイバーシ ティ	ガバナンス	
神保吉寿	男性	代表取締役兼執行役員会長	○	○			○	○				○	○
福留大士	男性	代表取締役兼執行役員社長	○		○		○	○	○			○	
伊藤彰	男性	取締役兼執行役員副社長	○				○	○	○				○
山田裕	男性	取締役兼執行役員CFO	○	○	○	○			○	○			
藤原洋	男性	社外取締役(独立役員)	○		○		○	○	○	○	○	○	○
林依利子	女性	社外取締役(独立役員)		○	○			○			○	○	○
田中晴規	男性	常勤監査役(独立役員)	○	○	○	○			○	○	○	○	○
小寺圭	男性	社外監査役(独立役員)	○						○	○	○	○	○
池田文夫	男性	社外監査役(独立役員)		○						○	○		

模式図(参考資料)

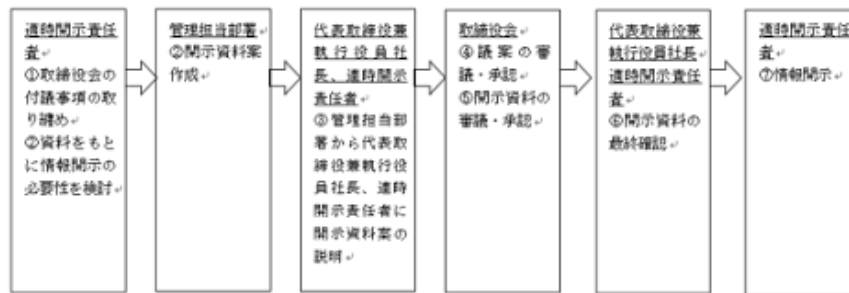


決算情報

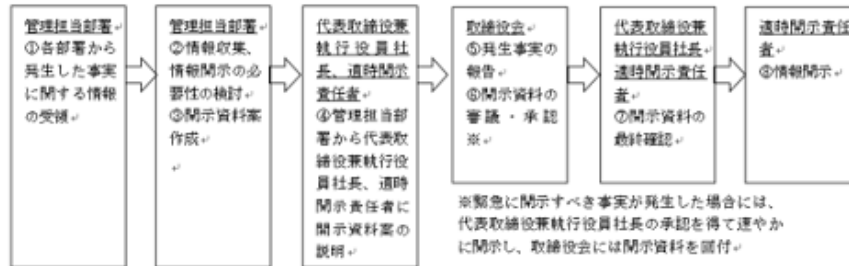
適時開示体制の概要（模式図）



決定事実



発生事実



※緊急に開示すべき事実が発生した場合には、代表取締役兼執行役員社長の承認を得て速やかに開示し、取締役会には開示資料を届付